

【学校法人宛】

令和7年11月7日

日本私立学校振興・共済事業団

共済事業本部 業務部 資格課

「資格確認書」の送付について

平素から、私学事業団の業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年12月1日に加入者証等使用の経過措置が終了し、完全廃止となることに伴い、マイナンバーカードの保険証利用を登録していない人を対象に、「資格確認書」を交付します。

つきましては、校務ご多忙のところお手数をお掛けしますが、同封した「資格確認書」を当該加入者にお渡しくださるようお願いいたします。配付の際は、下記の事項にご留意ください。

記

1. 対象者について

- ① 私学事業団において、社会保険診療報酬支払基金で確認している保険証利用登録済マイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）保有者のデータと令和7年10月7日時点での加入者及び被扶養者（以下「加入者等」といいます。）のデータを突合し、マイナ保険証を持っていない加入者等を対象として交付しています。なお、すでに「資格確認書」の交付を受けている人及び令和7年12月2日以前に75歳に到達している人は除きます。
- ② 交付の時点により、加入者等がすでに資格喪失等している場合も送付されますのでご了承ください。この場合は、お手数ですが、私学事業団に返納してください。
- ③ データ突合時点の加入者等を対象に交付対象者を抽出しているため、発送の時点で既にマイナ保険証を保有している、または、退職している等、本来であれば不要な「資格確認書」も含まれている可能性があります。このような場合はお手数ですが私学事業団に返納をお願いします。

2. 資格確認書の有効期限について

今回送付する「資格確認書」の有効期限は、令和11年11月30日です（75歳に到達する人は75歳の誕生日の前日まで、任意継続加入者は期間満了日までとなります）。

3. その他の注意点

- ① 紛失等した場合は、「資格確認書交付・再交付 資格情報のお知らせ再通知 高齢受給者証再交付申請書」により「資格確認書」の再交付申請をしてください。
- ② 「資格確認書」は、加入者証等の代わりとなる証ですので、資格喪失等した場合は、学校法人等が回収し、私学事業団宛て返納してください。
- ③ 令和7年12月1日をもって加入者証等は無効になりますので、各自でハサミを入れるなどして破棄してください。返納の必要はありません。